

（特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理）

第百九十一条

- 8 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理をしたときは、自らの氏名及び住所を当該医療機器又はその直接の容器若しくは被包に記載しなければならない。